

令和3年第4回定例会

総務企画常任委員会
会議録

期日：令和3年11月26日（金）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務企画常任委員会会議録

日 時： 令和3年11月26日（金曜日） 午前10時49分～午前11時22分
会 場： 大仙市役所 3階 第2委員会室

出席委員（7人）

委員長	橋 村 誠	副委員長	安 達 成 年
委員	佐 藤 文 子	委員	秩 父 博 樹
委員	小笠原 昌 作	委員	小 松 栄 治
委員	鎌 田 正		

欠席委員（1人）

委員	高 橋 敏 英
----	---------

遅刻委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長	舩 谷 祐 幸	議会事務局長	谷 口 藤 美
総務部次長 兼総務課長	伊 藤 公 晃	財政課長	鎌 田 篤 史

議会事務局職員出席者

事務局主任	藤 澤 正 信
-------	---------

審議案件

- 第1 議案第104号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例及び大仙市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第105号 大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第3 議案第106号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第4 議案第107号 令和3年度大仙市一般会計補正予算（第5号）

午前10時49分 開会

○委員長（橋村誠） 大変ご苦労様です。

委員各位及び職員の皆さまには、本会議休憩中のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、総務企画常任委員会を開会いたします。

欠席の届け出が、18番高橋敏英委員からありますので、ご報告申し上げます。

○委員長（橋村誠） 審査に当たり、委員の席につきましては、ただ今ご着席の席を指定したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

本日の審査は、お手元の審査日程表のとおり行いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言の際は挙手の上、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（橋村誠） それでは、議案第104号、大仙市一般職の職員の給与に関する条例及び大仙市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤次長。

○総務部次長兼総務課長（伊藤公晃） 総務課長の伊藤です。よろしく願いいたします。

説明に入ります前に、同席しております職員の方を紹介させていただきます。職員班班長の中邑副主幹です。

どうかよろしく願いいたします。

それでは、タブレット内にあります資料ナンバー1の議案書、1ページをご覧くださいと思います。

議案第104号の、大仙市一般職の職員の給与に関する条例及び大仙市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

本案は、人事院及び秋田県人事委員会の勧告を踏まえ、一般職及び会計年度任用職員の期末手当を減額するほか、地域別最低賃金の改定に伴う会計年度任用職員の給料等の見直しを行うものでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。

一部改正の内容であります。第1条は一般職について、本年12月期の期末手当の支給割合を、現行の「100分の127.5」から「100分の112.5」に、「100分の15^{つき}月分」引き下げ、再任用職員については、現行の「100分の72.5」から「100分の62.5」に「100分の10^{つき}月分」引き下げるものでございます。

第2条は、一般職について、令和4年度以降における期末手当の6月期と12月期の支給割合を、「100分の112.5」から「100分の120」に、再任用職員については「100分の62.5」から「100分の67.5」に、それぞれ支給割合を同じ率に調整するものであります。

第3条は、会計年度任用職員の期末手当の一部改正であります。

一般職と同様に、本年12月期の期末手当の支給割合を、現行の「100分の127.5」から「100分の112.5」に、「100分の15^{つき}月分」引き下げるものであります。

また、去る10月1日に、秋田県の地域別最低賃金が30円引き上げられたことに伴い、会計年度任用職員の一部に関わる給料等が最低賃金の水準を下回ったことから、このような場合においては、この水準を確保するため、職種ごとに設けている給料表に当該最低賃金の額を基に算出した額により、給料等を支給することとする規定を備考の欄に設けるものでございます。

第4条は、一般職と同様、会計年度任用職員においても、令和4年度以降における期末手当の6月期と12月期の支給割合を「100分の112.5」から「100分の120」に、支給割合を同じ率に調整するものでございます。

3ページになりますが、これら令和3年度の改正は、交付の日から施行するものであります。最低賃金の改定を受けた給料等の改定部分につきましては、10月1日に遡及して適用するものです。

また、令和4年度以降の改正は、令和4年4月1日から施行いたします。

以上、一般職と会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正でありました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上になります。

○委員長（橋村誠） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） はい、すみません。

今の説明の中で、最賃よりも低い状態にある人については備考欄に、その額にしてい
くというふうなことは、なんかあの、物の本を見ますと、高卒の初任給は、今回のあれ
ですね、ボーナスの減額と、それから最賃は上がったんだけど、給料改定はなかつ
たので、そういうふうな過程からいくと、高校卒の初任給者は、民間よりも下がるとい
うふうなことが言われておりますけれども、それへの対処というふうなことで考えてよ
ろしいんですか。どうなるの、そうすると。

○委員長（橋村誠） はい、次長。

○総務部次長兼総務課長（伊藤公晃） 佐藤文子委員のご質問にお答えいたします。

今おっしゃったのは、初任給のそういうのは別で、あくまで会計年度任用職員の
時給、これが割れているということなので、それを改定しますということです。

ですから、月給でもらっています正職員等については、そういったことは一切関係ご
ざいませぬ。以上でございます。

○委員長（橋村誠） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） そうしますと、今のこの人勧との関わりでは、高校生、初任給とい
うふうなものは、最低賃金よりも低くなる可能性があるというふうなことは間違いな
いんですか。そういうことになりますか。

○委員長（橋村誠） はい、次長。

○総務部次長兼総務課長（伊藤公晃） 佐藤文子委員のご質問にお答え申し上げます。

割れているということはないです。もともと最初、上回っている額を支給してい
るはずですので、そういったことはないということでご理解いただければと思います。

○委員長（橋村誠） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 国の人勧では、国の方では非常勤職員、会計年度任用職員にも同率
の手当が支給されているようですけれども、勤勉手当等はこの大仙市にはないわけです

けれども、会計年度任用職員への勤勉手当というふうなのは、それぞれの自治体での判断なのか、それとも、国の指導で会計年度任用職員には勤勉手当は出さないというふうになっているのか、その辺をちょっと教えてください。

○委員長（橋村誠） はい、次長。

○総務部次長兼総務課長（伊藤公晃） 佐藤文子委員のご質問にお答えいたします。

この制度始まってから、会計年度任用職員のボーナスは期末手当のみということで進めてきております。で、確かに一部、そういった議論もあるとは聞いておりますけれども、我々は国の方に準じておりますので、今のところは期末手当のみの支給ということで、勤勉（手当）の方はまだ考えてはおりません。以上になります。

○委員長（橋村誠） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） もう一つ、ごめんなさい。

あの、この人勧に基づく手当の改定に当たって、ある町村では今回「0.15」なんですけれども、それを「0.1」と。それは秋田県人事委員会の方で決めた金額ということで、県の職員などはこの手当の減額は「0.1」と、1カ月というふうになっている。しかし、市の方では「0.15」というふうに、こう決めたようなんですけれども、その辺のこの根拠というか、違いはどのように…。

○委員長（橋村誠） はい、次長。

○総務部次長兼総務課長（伊藤公晃） 佐藤文子委員のご質問にお答えします。

我々、「0.15」ですけれども、国の人事委員勧告に倣った形で、我々ずっと進めてきておりますので、それに沿ったら「0.15」で、他の市町村さんにつきましては県の人事委員会の勧告に従ったということで、「0.1」ということで、我々は国に準拠しているというご理解をしていただければと思います。

我々は、まだ県の職員よりも率はちょっと高く、今、手当を受けているという事情もございますので、そういった均衡も図られるところはあると思っております。以上でございます。

○委員長（橋村誠） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） ごめんなさい。

そうしますと、今までの手当の支給率というふうなのは、県の人事委員会の規定よりも高いと。それが、国の人勧に基づくものの方がずっと高いというふうなことなわけですか。

○委員長（橋村誠） はい、次長。

○総務部次長兼総務課長（伊藤公晃） 佐藤委員のご質問にお答えします。

毎年度、人事院勧告出されますので、その際、高くなるのか低くなるのかってことは分かりませんし、同じになるという場合もありますけれども、我々については、県に従うよりかは、国に従っていると、国の人事院を基に算出しているということでございますので、その時期時期によって、同じになるのか、若干の差があるのか、そういったのも出てくるかと思えますけれども、いずれそんなに大きい差は、出てこないのかなと考えております。以上です。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 他に質疑はありませんか。はい、安達委員。

○副委員長（安達成年） すみません、2点ほど教えてください。

例えばすよ、今までの前例もあるがもしれねすども、改定する分については別にどうのこうのというわけでなくて、手続き上、大仙市にはほら、職員組合が二つあるし、その方々さ、改定するどが、団体交渉の時どが、そういうごとについて、手続き上すよ、説明、団体交渉しねくても、例えば委員長を呼んで説明するどか、そういう手続きは、そういうごどはやってるのが、やってないのが。

それがらあど、もう1点すよ、国の通達って、なんとふうに来ているかちょっと分がんねすども、俺もいぐ理解できねであれだでも、国の方って、来年の6月なんだがだ、なんつうやづで、へば市さもそんたった通達出す、市つつうがな、市町村さどが県どがさだしているのが、そのあだりってなんとふうになっているんだが。ちょっと分がんねくてだったす。すみません、教えてください。

○委員長（橋村誠） はい、次長。

○総務部次長兼総務課長（伊藤公晃） 安達委員のご質問にお答えいたします。

最初の点でございますけれども、各組合に対して、事前にこういった引き下げをしますという、お知らせっていいですか、話は両組合にもちゃんとしっかりしております。事前にしておるということでご理解いただければと思います。

それから二つめの質問ですけれども、ちょっとまれな例ということではございます。先週の段階で、国の方ではこの給与法の改定について、閣議決定なり、それから国会等の審議が実際に開かれなかったということで、給与法の改定ができないというような状態になります。

国の方では、あくまで基準日が12月1日ということですので、その前にその改正をしなければいけない。ところが国会も開かれないということで、それはできないということになったんですが、今週になってから、来月開かれます臨時国会でその部分、給与法の改正をするという閣議決定が今週されたということで、若干の時期のずれがござい
ます。そうしますと、12月1日現在では改正になっておりませんので、国の方では手当の引き下げはできない。ということになると一番直近で、来年の6月のボーナス時から引き下げを行うということが今週になって分かったと。

で、我々については、今日議決をいただければ、12月1日以前に条例の方が改正となるということですので、それに合わせた形で、人事院勧告を早期に実施するという
ことで、今回こうやって条例改正の方を上げさせていただいたというところでございます。

○委員長（橋村誠） よろしいですか。

（雑談あり）

○委員長（橋村誠） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 私は、この104号の、手当削減の条例案に反対を申し上げます。

本案は、市の一般職と会計年度任用職員の期末手当を人事院勧告に従って、「0.15
5カ月」引き下げるものであります。また、人勧は給料の改定を見送るとしていること
から期末手当引き下げと給料改定はなしという状況がこの2年間続いてくることになり
ます。しかも今年の期末手当引き下げは、去年の「0.055カ月」を大幅に上回るもの
で、給料改定なしと合わせ、年間給与は平均6万2千円減の見通しといわれておりま
す。とりわけ、賃金水準の低い会計年度任用職員など、非常勤職員への打撃は大きいも
のと思います。コロナ禍での公務労働者の奮闘に応えず、賃上げによる経済活性化に背
を向けるものであると言わざるを得ません。

以上から、本案には反対するものです。

○委員長（橋村誠） 他に討論はありませんか。

（討論する者なし）

○委員長（橋村誠） なければ、討論を終結します。

これより採決します。この採決は、挙手により行います。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手 5名)

○委員長（橋村誠） 挙手、多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（橋村誠） 次に、議案第105号、大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤次長。

○総務部次長兼総務課長（伊藤公晃） それでは議案書の方、4ページをお願いいたします。

議案第105号の、大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明申し上げます。

本案は、一般職の給与改正に倣いまして、議員の皆さまの期末手当の支給割合を改正するものであります。

議案書の方、5ページをお願いいたします。

一部改正の内容であります。第1条は、議員の皆さまの期末手当の支給割合につきまして、現行の「100分の167.5」から「100分の157.5」に「100分の10^{つき}月分」引き下げるものでございます。

この一部改正は、公布の日から施行するものであります。

第2条は、令和4年度以降における、議員の皆さまの期末手当の6月期と12月期の支給割合につきまして、「100分の157.5」から「100分の162.5」に、支給割合を同じ率に調整するものであります。

この一部改正は、令和4年4月1日から施行をいたします。

以上が、議員の皆さまの報酬、費用弁償等の一部改正であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（橋村誠） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（橋村誠） よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論する者なし)

○委員長(橋村誠) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋村誠) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(橋村誠) 次に、議案第106号、大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤次長。

○総務部次長兼総務課長(伊藤公晃) 続きまして、6ページをお願いいたします。

議案第106号は、大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを説明申し上げます。

本案は、市議会議員の期末手当の改正に倣いまして、市長、副市長、教育長、常勤監査委員、上下水道事業管理者の期末手当の支給割合を改正するものであります。

議案書の方は、7ページをお願いいたします。

一部改正の内容であります。第1条は、市長及び副市長の本年12月期の期末手当につきまして、議員の皆さまと同様、支給割合を現行の「100分の167.5」から「100分の157.5」に、「100分の10^{つき}月分」引き下げるものであります。

また、第2条では、令和4年度以降における期末手当の6月期と12月期の支給割合を「100分の157.5」から「100分の162.5」に、同じ率に調整するものでございます。

続きまして、第3条と第4条は、教育長の期末手当について、第5条と第6条は、常勤監査委員の期末手当について、第7条と、8ページにあります第8条は、上下水道事業管理者の期末手当について、同様の改正を行うものでございます。

以上、大仙市長及び副市長等の給与条例の一部改正でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長(橋村誠) はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋村誠) なければ、質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論はありませんか。

(討論する者なし)

○委員長(橋村誠) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋村誠) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(橋村誠) 次に、議案第107号、令和3年度大仙市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。当局の説明を求めます。

はじめに、谷口事務局長。

○議会事務局長(谷口藤美) 議会事務局、谷口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第107号、令和3年度大仙市一般会計補正予算(第5号)のうち、1款、議会費の議員報酬・期末手当に関わる部分について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー2の、令和3年度大仙市補正予算書の9ページをご覧ください。

1節、報酬ですが、259万2千円の減額でございます。

これは、今年度9月までの議員報酬を改選前の実人数、26人で計上しておりましたが、3月に橋本五郎議員がお亡くなりになりました関係で、1人分の報酬を減額とするものでございます。

次に、3節、職員手当等は477万5千円の減額でございます。

内訳といたしましては、報酬と同様に1人分の6月支給分の期末手当、83万2千円ほどの減額と、人事院勧告に基づきまして、ただ今説明ございましたように、議員の皆さま方の12月支給の期末手当支給^{つき}月数を「0.1カ月」引き下げる分、また、今回、新しい議員が5人当選されましたけれども、基準日となる12月1日以前、6カ月以内の期間における在職期間が3カ月未満となりますことから、一般職の職員に倣いまして、今回に限りまして、今回12月の支給が「100分の30」というふうになります。

新しい方々は「100分の30」と、再選された方は、100パーセントの支給となりますけれども、そういったこともございますので、今回の12月支給の期末手当については、やっぱりあの、当初予算では改選後の人数24人で100パーセント支給の予算を計上しておりました関係で、12月支給分トータルで394万3千円ほどの減額、合わせまして、手当分、合計477万5千円の減額となるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（橋村誠） 続きまして、伊藤次長。

○総務部次長兼総務課長（伊藤公晃） それでは、議案第107号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第5号）のうち、総務課所管分につきまして、説明を申し上げます。

資料ナンバー2の補正予算書、19ページの方をご覧くださいと思います。

19ページ、給与費明細書になりますが、特別職の給与費明細書になります。

今回の補正予算の内容ですが、議案第105号、それから106号でご説明いたしました市議会議員の皆さま、並びに市長、副市長、教育長、常勤監査委員、上下水道事業管理者の12月期の期末手当につきまして、「0.10月分」引き下げる改正、及び議員1名分減になったことに伴う報酬及び手当の減により、表の下段に記載しておりますとおり、特別職の報酬については259万2千円、期末手当が516万8千円、その他期末手当に伴う共済費が2万8千円、それぞれ減額し、合わせまして778万8千円の減額補正を行うものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

こちらは、一般職全体の給与費明細書になります。

議案第104号で説明いたしました、一般職の12月期の期末手当を「0.15月分」引き下げる改正に伴う予算の減額のほか、本年4月1日付の定期人事異動等による給料、職員手当等、それから共済費の減額補正を行うものであります。

「(1)総括」の表になりますけれども、上段の表の右側「合計」欄、それから区分が「比較」の欄になりますけれども、かっこ書きの再任用短時間勤務職員分といたしまして2,546万5千円、それ以外の一般職員分として7,058万2千円、それぞれ減額し、合わせて9,604万7千円の減額補正になります。

また、会計年度任用職員を除く、職員人件費につきましては、資料ナンバー2-1、主な事業の説明書の方をご覧くださいと思います。

事業説明書の1ページになります。

一般会計におけます「職員人件費」でございますが、補正前の予算額から1億370万9千円を減額し、補正後の予算額を58億4,627万7千円とするものであります。

補正内容ですが、下段、4番「A c t」の欄になります。

給与費明細書でも説明いたしましたが、期末手当「0.15^{つき}月」分の引き下げに伴う給与改定、及び人事異動等に伴う一般会計に属する職員人件費の減額補正であり、対象となる職員数は、当初、52人の再任用短時間勤務職員と713人の一般職を含めまして765人でありましたが、44人の再任用短時間勤務職員と、699人の一般職員、合わせまして743人とするものでございます。

減額補正の内訳であります。期末手当の引き下げに伴う人件費分は、4,391万3千円の減額、また、4月1日付の定期人事異動等に伴う人件費分は5,979万6千円の減額でございます。

以上、総務課所管の補正予算につきまして、説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（橋村誠） 次に、鎌田財政課長。

○財政課長（鎌田篤史） 財政課の鎌田です。

議案第107号、令和3年度一般会計補正予算（第5号）のうち、財政課所管の補正予算について説明を申し上げます。

資料ナンバー2-1、主な事業説明書の2ページをご覧ください。

2款1項43目90事業、地域雇用基金積立金は、今般の給与改定や人事異動等に伴う人件費の補正予算において生ずる一般財源の減額分について、地域雇用基金に積み立てるものであり、1億円の補正であります。

当該基金につきましては、市の施策推進に不可欠な人材を継続的に雇用するための財源として、平成25年3月定例会において条例制定し、設置をされております。

資料の中段になりますが、令和2年度末残高は約1億8千万円であり、令和3年度当初におきましては、市道補修の迅速対応を行う市直営の道路維持作業員及び学校生活支援の期末手当及び通勤手当に財源充当しており、資料、一番下になりますが、今般の1億円の積み立て後、令和3年度末の基金残高見込み額は約2億4千万円となります。

今後におきましても、専門的な知識や技術を有する支援員・相談員など、会計年度任用職員の継続的な雇用を図るため、基金を有効に活用し、重要施策の推進強化に努めてまいりたいと考えております。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

○委員長（橋村誠） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） はい、一般会計補正予算につきましては、条例、議案第104号で反対をいたしましたが、一般職及び会計年度任用職員への期末手当引き下げ、この関係予算が盛り込まれているというふうなことで、反対をいたします。

以上です。

○委員長（橋村誠） 他に、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） なければ、討論を終結します。

これより採決いたします。この採決は、挙手により行います。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手 5名）

○委員長（橋村誠） 挙手、多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（橋村誠） 以上で、付託された事件の審査は全て終了しました。

なお、本委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） ご異議なしと認め、そのように決しました。

以上をもちまして、総務企画常任委員会を閉会します。大変お疲れ様でした。

午前11時22分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和3年 月 日

総務企画常任委員会委員長 橋 村 誠